

新型コロナウイルス感染症検査 医療機関事務マニュアル

大分県福祉保健部感染症対策課

令和 2 年 6 月 3 日

令和 2 年 8 月 3 日改訂

令和 2 年 10 月 2 日改訂

令和 2 年 10 月 14 日改訂

令和 3 年 1 月 29 日改訂

令和 3 年 4 月 1 日改訂

令和 4 年 3 月 1 日改訂

令和 4 年 3 月 17 日改訂

令和 4 年 7 月 1 日改訂

令和 4 年 12 月 1 日改訂

1 概要

医師が必要と判断した疑似症患者に対する新型コロナウイルス感染症検査を、自院または民間検査機関において検査を実施した際の事務マニュアル。

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する事務実施要領（R2.6.3 施行）」の医療機関用の事務マニュアルとして作成。

2 検査対象者

検査対象者は以下のとおり。

◆PCR 検査

①有症状者

②無症状者（全身麻酔による手術やエアロゾルの発生が予測される医療的処置等の前、入院前又は転院前の患者のうち、医師が必要と判断した無症状の患者）

※①有症状者の場合、発症から 9 日目以内は鼻咽頭、唾液及び鼻腔検体可

※①有症状者の場合、発症から 10 日目以降は鼻咽頭検体及び鼻腔検体可、唾液検体不可

※②無症状者の場合、鼻咽頭、唾液検体及び鼻腔検体可

◆抗原検査（定量）

※①有症状者の場合、発症から 9 日目以内は鼻咽頭、唾液及び鼻腔検体可

※①有症状者の場合、発症から 10 日目以降は鼻咽頭検体及び鼻腔検体可、唾液検体不可

※②無症状者の場合、鼻咽頭及び唾液検体可、鼻腔検体不可

◆抗原検査（定性）

①有症状者

※無症状者に対する抗原定性検査はガイドライン上推奨されていない

※発症から9日目以内の場合、鼻咽頭検体及び鼻腔検体可、唾液検体不可

※発症から10日目以降の場合、鼻咽頭検体及び鼻腔検体可（陰性の場合には鼻咽頭 PCR 検査を実施）、唾液検体不可

3 検査の流れ

感染症対策を講じた上で、以下のとおり実施する。

◆PCR 検査

(1) 県は、受入れ可能民間検査機関リストを医療機関へ送付する。

(2) 医療機関は、事前に民間検査機関と検査委託の契約を締結する。

(3) 検体を採取し、民間検査機関または自院の検査室へ送付する。

(4) 検査結果が判明したら、患者に告知する。

その際、陽性患者で発生届対象外の者には、「新型コロナウイルス感染症と診断された方へ」のリーフレットを渡し、健康フォローアップセンターへの登録を促す。陽性患者で発生届対象者には、別途保健所から連絡が入る旨を伝える。

(5) 検査結果が陽性の場合には、発生届対象者を速やかに **HER-SYS** により報告する。また、発生届対象外の者も含め、一日の陽性者総数も **HER-SYS** により報告する。**HER-SYS** 入力できない場合は、保健所の定める方法で報告する。

(6) 検査実績日の翌日中に、検査結果を問わず、厚生労働省が提供する医療機関等情報支援システム（以下、「**G-MIS**」という。）に、検査実績日当日 00:00～23:59 の検査件数の実績を入力する。提出日は、実績日の翌日となる。週末等で休診の日がある場合は、翌診療日に報告する。なお、当該報告ができない場合は、毎月 10 日までに前月分の件数を「別紙」に入力し、メール又は **FAX** で報告する。提出先は、大分市内に所在する医療機関は大分市保健所、大分市外に所在する医療機関は県感染症対策課とする。

※検査実績報告は、**G-MIS** 入力又は別紙報告のどちらかの方法で行うので、重複して報告することがないようにすること。

※民間検査機関に送付する際に、ゆうパックを使用する場合は、包装責任者を設置すること。

◆抗原検査

- (1) 疑似症患者（有症状患者）を診察し、医師が検査の必要性があると判断した場合は、検体を採取し、検査を実施する。
- (2) 検査結果が判明したら、患者に告知する。
その際、陽性患者で発生届対象外の者には、「新型コロナウイルス感染症と診断された方へ」のリーフレットを渡し、健康フォローアップセンターへの登録を促す。陽性患者で発生届対象者の方には、別途保健所から連絡が入る旨を伝える。
- (3) 検査結果が陽性の場合には、発生届対象者を速やかに **HER-SYS** により報告する。また、発生届対象外の者も含めた一日の陽性者総数も **HER-SYS** により報告する。**HER-SYS** 入力できない場合は、保健所の定める方法で報告する。
また、検査結果が陰性の場合には、**PCR** 検査の必要性を判断し、**PCR** 検査が必要と判断したらその旨を保健所に連絡する。
- (4) 検査実績日の翌日中に、検査結果を問わず、**G-MIS** に検査実績日当日 **00:00~23:59** の検査件数の実績を入力する。提出日は、実績日の翌日となる。週末等で休診の日がある場合は、翌診療日に報告する。なお、当該報告ができない場合は、毎月 10 日までに前月分の件数を「別紙」に入力し、メール又は **FAX** で報告する。提出先は、大分市内に所在する医療機関は大分市保健所、大分市外に所在する医療機関は県感染症対策課とする。

※検査実績報告は、**G-MIS** 入力又は別紙報告のどちらかの方法で行うので、重複して報告することがないようにすること。

4 請求方法

医療機関は、診療報酬請求を行う際に、大分県国民健康保険団体連合会または社会保険診療報酬支払基金大分支部を通じて公費請求を行う。

公費請求を行う際は、以下の公費負担番号及び受給者番号を用いる。

- ・大分市以外の医療機関
公費負担番号「28440501」
受給者番号「9999996」

- ・大分市内の医療機関
公費負担番号「28441509」
受給者番号「9999996」